補償制度のご案内

費用補償（傷害）

子どもを預かっている間におけるリスクに備える補償制度です。
補償制度は、子どもを預かっている間のチャイルドマインダーおよび子どものケガを補償します。

補償内容　チャイルドマインダーと預かっている子どものケガに限定されます。

補償対象範囲と補償金額			
おケガの補償	療養補償金	入院日額	子どものみ１日につき　１５００円
		手術補償	入院日額の１０倍、２０倍、４０倍　※詳細はお問い合わせください
		通院日額	子どものみ１日につき　１０００円
	災害死亡補償金		チャイルドマインダー５０万円 子ども１００万円
	後遺障害補償金		最高　チャイルドマインダー５０万円 子ども１００万円

上記記載の入院、通院とも1日目から補償金支払いの対象となります。

補償金をお支払いする場合			
おケガの補償	対象となる補償		下記の場合において、業務・活動中に偶然発生したチャイルドマインダーおよび保育中の子どもの傷害に対して、下記の補償金をお支払いします。
	療養補償金	入院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として入院した場合に、入院 1 日につき補償金をお支払いします。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて 180 日以内の入院日数が対象となります。
		手術補償	入院日額が支払われる場合で、補償適用の原因が生じた日からその日を含めて 180 日以内に補償適用の原因の治療のために所定の手術を受けた場合に、入院日額に手術の種類に応じて定めた倍率(10 倍、20 倍、40 倍)を乗じた金額をお支払いします。ただし、1 事故に基づく補償適用の原因につき、1 回の手術に限ります。
		通院日額	補償適用の原因の治療を直接の目的として通院した場合に、通院 1 日につき補償金をお支払いします。補償適用の原因が生じた日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対して、90 日分を限度とします。
	災害死亡補償金		補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日からその日を含めて 180 日以内に被補償者が死亡した場合に、災害死亡補償金の全額をお支払いします。ただし、すでに支払った後遺障害補償金がある場合は、災害死亡補償保険金額からその金額を控除した残額をお支払いします。
	遺障障害補償金		補償適用の原因が生じた直接の結果として、その補償適用の原因が生じた日からその日を含めて 180 日以内に被補償者が死亡した場合に、災害死亡補償金の全額をお支払いします。ただし、すでに支払った後遺障害補償金がある場合は、災害死亡補償金額からその金額を控除した残額をお支払いします。